

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	霊園使用权の移転の許可
概要	大阪市設霊園条例により、霊園の使用权は相続があったときに移転することができ、それ以外には特別の事由があり、許可を得た場合に限り移転できます。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第14条第1項第2号及び第3号 大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年5月31日規則46号）第17条第2項 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	次のいずれかの場合に限り許可を与えることができる。 1．使用权者から埋葬・埋蔵されている者の相続人または親族に譲渡する場合 2．碑石、形像類建設のために使用許可を得ている者が、その使用权を譲渡する場合  ただし、上記のいずれの場合においても、以下の要件を満たす必要がある。 ・使用权者が祭祀または建設を継続していくことができない特別な理由があること ・関係者（親族・縁故者）間で使用权の譲渡について協議が整っていること
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	市設霊園管理事務所
提出時期	随時
提出方法	霊園使用权譲渡申請書、霊園使用許可証、譲渡理由書、誓約書、住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明書を許可を受ける霊園を管理する各市設霊園管理事務所へ提出してください。
手数料	250円の手数料が必要となります。
相談窓口	環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
備考	